

平成31年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成31年2月27日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総 務 部 長	小山 日出夫
市 民 部 長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教 育 部 長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総 務 部 次 長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	瀬川 俊英	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	吉川 加代子	書 記	坂口 稔

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成 31 年度施政方針及び教育方針について
- 第 4 議第 3 号から議第 43 号まで一括上程  
(平成 31 年度野洲市一般会計予算 他 40 件)

### 提案理由説明

## 市長提出議案

- 議第 3 号 平成 31 年度野洲市一般会計予算
- 議第 4 号 平成 31 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 平成 31 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 6 号 平成 31 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 31 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 8 号 平成 31 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 9 号 平成 31 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 10 号 平成 31 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 11 号 平成 31 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 12 号 平成 31 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 13 号 平成 31 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 14 号 平成 31 年度野洲市病院事業会計予算
- 議第 15 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算 (第 12 号)
- 議第 16 号 平成 30 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 17 号 平成 30 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 18 号 平成 30 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 19 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 20 号 平成 30 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 21 号 平成 30 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)

- 議第 2 2 号 野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 議第 2 3 号 野洲市都市計画税条例
- 議第 2 4 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例
- 議第 2 5 号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 6 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 7 号 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 8 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 9 号 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 0 号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 3 1 号 野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例
- 議第 3 2 号 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 3 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 4 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例
- 議第 3 5 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第 3 6 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第 3 7 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第 3 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（なかよし交流館）
- 議第 3 9 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議第 4 0 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 4 1 号 野洲市教育振興基本計画第 2 期の中間見直しについて

議第42号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

議第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

ただいまから平成31年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりです。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書等が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、確認願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、田中陽介議員、第10番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長（橋 俊明君） 日程第3、平成31年度施政方針及び教育方針について、市長及び教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

2019年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは早速ですが、2019年度予算の基本となる考え及び主要な取り組みについてご説明を申し上げます。

まず、2018年度には、「みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくり」の実現に向けまして、子育て支援では、今年4月開園の三上こども園の整備、市内全小中学校における情報通信技術（ICT）を活用した授業の開始、中主小学校と野洲北中学校の増改修工事の設計などに取り組みました。

市民生活や市民活動の分野では、北部合同庁舎に、新たに市民相談機能と市民活動支援機能を加え、市民の皆さんの生活や活動への支援体制及び地域課題の解決機能を強化いたしました。

市民病院整備では、新病院の実施設計と今年7月の市立病院開院に向け、制度整備や職員採用などの準備を進めました。

基盤整備におきましては、計画的に進めてきました野洲市駅北口、南口駅前広場の整備は完了しました。また、県道野洲停車場線の無電柱化に伴う道路のバリアフリー化につきましても、野洲駅から市道野洲中央線までが完了し、残る新幹線までの区間を引き続き進めてまいります。県道湖南幹線及び国道8号野洲栗東バイパス整備の大幅な進捗、また、関連の工業団地の造成事業が地権者や近隣自治会等のご協力により計画どおり完了することとなりました。

雨水幹線整備事業では、1.4キロメートルの工事完了により、四ツ家、市三宅及び野洲駅北側地先の治水安全度が大きく向上いたしました。

さらに、本市長年の課題である都市排水、都市計画道路、都市公園などの都市基盤整備を進め、市民の安全と安心を確保し、うるおいのある住環境やゆとりある都市空間を創出していくための財源として、改めて都市計画税の導入検討を再開し、市民や議員の皆様との意見交換を経て、今議会に条例案を提案させていただきます。

このように、各分野における諸課題の解決やサービスの充実に向けて、大きく前進した

1年でありました。これも、市民及び議員の皆様のご理解とご協力によるものであります。心より御礼申し上げます。

新年度では、これまでの実績を踏まえつつ、各分野の市民サービスにおいて、一層の質の向上と拡充に取り組むとともに、引き続き透明性、公平性、公正性の確保と市民参加を基本として「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みを進めてまいります。

まず、「元気を伸ばす」では、定住促進を目指した土地利用や住環境の確保などを目的に、市街化区域の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、「安心を伸ばす」では、駅前の新市民病院の整備を進めつつ、新病院への移行までの対応として、今年7月から現野洲病院の施設等を利用した市立病院を開設し、医療サービスを継続いたします。また、コミュニティバスの運行では2路線を追加し、地域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図ります。さらに、大規模災害時に災害対策本部が適正に機能するよう災害時図上訓練を実施するとともに、老朽化している防災移動通信指令システムの整備を行います。

篠原こどもの家の増築や小中学校の施設改修といった子育て支援の充実に向けて取り組むとともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるための生活支援体制整備事業や100床の特別養護老人ホームの開設支援などの高齢者福祉の向上に取り組んでまいります。

なお、国主導で進められてきた幼児教育・保育の無償化につきましては、制度の詳細や財源負担のあり方について十分な調整がなされていないことなどから、新年度当初での予算化は見送りましたが、10月からの実施に備えて準備を進めてまいります。

また、まちづくりの要となる総合計画や都市計画マスタープランにつきましては、本市の現状と課題を明らかにしつつ、持続可能な発展を目指す都市基盤や都市空間の整備、真に必要な市民サービスの提供などについて方策をお示しするため、市民の皆様にも御参画をいただいて、次期計画の策定を進めてまいります。

特に、本日提案いたします都市計画税条例案をお認めいただければ、都市計画税を財源とした新たなまちづくりの方向性についても、市民の皆様と具体的な議論が進められるものと考えております。

このように、新年度予算は、本市が直面する課題を着実に解決していくために、一般会計では過去最大規模になるなど、積極型の予算案としてまとめることができたと考えております。

今定例会におきましては、これら新年度予算をはじめとする重要諸案件を提案いたしま

すが、御審議をお願いするに当たりまして、新年度予算に関連する主要施策を簡単に説明いたします。

2019年度予算の概要であります。一般会計の予算規模は、235億円で前年度当初予算とを比較しますと34億2,500万円、率では17.1%の増となりました。これは、小中学校の増改修などの大型プロジェクトによる投資的経費の伸びや、市立病院開設に伴う出資金など繰出金の増、障害者自立支援給付費を含む扶助費が伸びていることなどから、前年度と比べて大幅な増額となりました。

主な内容といたしましては、継続事業として、中主小学校と野洲北中学校の増改修工事、温浴施設などのクリーンセンター余熱利用施設整備、コミセンしのはらの大規模改修、市立病院整備事業、篠原子どもの家の増築、コミュニティバス運行路線の拡大などです。新たな事業では、強い農業づくり事業補助金や防災移動通信指令システム整備、大笹原神社防災施設整備事業への助成などです。

また、歳入では、景気の緩やかな回復基調による税収の増、歳出での投資的経費の伸びに伴う国・県補助金や市債の増、財政調整基金からの9億6,000万円の取り崩しなどを見込んでおり、市民の安心、安全なまちづくりに向けて、施策を進めていこうとするものです。

続きまして、第1次野洲市総合計画の6つの基本目標に沿って、重点施策を中心に説明いたします。

「豊かな人間性をはぐくむまち」では、老朽化している中主小学校と野洲北中学校の増改修工事に取り組みます。また、篠原こどもの家の増築に取り組みます。

議会でもご質問をいただきました、LGBTなど性的少数者への配慮につきましては、印鑑証明書の性別表記を廃止し、住民票記載事項証明書の性別表記についても、本人の選択により非表示可能といたします。

学校現場での課題対応といたしましては、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援を行うため、特別支援教育の充実に向けた体制整備を図ります。

不登校や生活困窮などの児童生徒が置かれている生活環境の問題解決に向けては、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置して学校、家庭、地域の連携強化と児童生徒への支援に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置することにより、スクールソーシャルワーカーの活動を一層効果的に進めます。

「人とひとが支え合う安心なまち」では、災害等に備え、市民の安全・安心を確保する

取り組みとして、災害発生時に災害対策本部が適正に機能するよう、災害時図上訓練を実施するとともに、老朽化している防災移動通信指令システムを整備いたします。

生活困窮者対策では、引き続き、自立相談支援や家計相談支援、ハローワークと連携した就労支援などを実施し、市と地域の総合力で生活再建支援を進めます。特に、子どもの貧困対策として取り組んでいる学習支援事業においては、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して関係機関が一体となった支援体制の強化を図ります。

また、改正された社会福祉法に基づき、地域住民の生活課題を包括的に支える地域社会の実現に向けて、2021年度を初年度とする、第3期野洲市地域福祉計画の策定に取り組みます。

野洲市立病院整備事業では、新たに市立病院を開設・運営していくために必要な資金を出資するとともに、病院事業会計においては、開院後の病院運営や新しい病院施設の整備等に取り組みます。

「地域を支える活力を生むまち」では、農地や農業用施設の保全、また、環境向上への活動を行う農業者を支援します。

特色ある地域農産物の生産拡大に向けて、環境こだわり農業等環境保全に取り組む農業者を支援します。

新規事業としては、強い農業づくり事業補助金により、大型の農業施設整備を支援いたします。

また、夏の花火大会を引き続き開催するとともに、秋の「オクトーバーフェストやすJAZZ UP！」の開催により、まちなにぎわいづくりや市民交流の場の創出に取り組みます。

「美しい風土を守り育てるまち」では、市民の健康増進と交流を創出する活動拠点として、温水プールや温浴施設、トレーニングルームなどを併設するクリーンセンター余熱利用施設整備を進めます。

また、江戸時代の将軍の上洛専用宿館であった永原御殿の跡地の国史跡指定に向け、総合調査報告書を作成し、国への意見具申を行います。

国宝や重要文化財に指定された社殿がある大笹原神社の老朽化した防災施設の大規模改修に対して補助を行い、貴重な文化財を火災等から守り、将来にわたって保存継承を図ります。

市民の活動と憩いの場となる緑地や都市公園整備を目指して、(仮称)「緑の基本条例」

策定検討を進めます。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、コミュニティバスの運行路線を現行の5コースから7コースに増強し、便数の増加や時間短縮により利便性の向上を図ります。

本市の将来の都市像をお示しする都市計画マスタープランについて、都市計画の基本的な方針を定め、定住化を目指した土地利用や住環境の確保と道路網整備による計画的な市街化区域の拡大を念頭に、2020年度に予定されている大津湖南都市計画の見直しを見据えながら、2021年度を初年度とする次期計画を策定するとともに、立地適正化計画の改訂を進めます。

また、市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢化と単身化にも対応した永原第2団地の建替えのために、77室の建物の基本設計業務や小篠原団地の大規模改修に向けた実施設計業務を進めます。

下水道事業では、計画的に実施している農業集落排水処理施設の公共下水道への統合事業で吉川地区の接続統合を進めます。

「市民と行政がともにつくるまち」では、市政運営の総合的な指針である第1次総合計画が間もなく終期を迎えます。新たに、総合計画審議会を設置し、2021年度を初年度とする次期計画の策定を進めます。

また、効率的、効果的な行政運営を進めるため、昨年度に引き続き都市経営審議会を設置して、経営改善方針に基づくアクションプランを策定します。

開館から20年以上が経過し、老朽化が進んでいるコミュニティセンターしのはらの大規模改修工事を実施します。

最後に、以上が、第1次野洲市総合計画の6つの基本目標に沿った2019年度の主な施策です。

「市民がまちを育て、まちが市民を育てる」という考えのもとに、透明性・公平性・公正性の確保と市民参加を基本として、真に市民に必要な基本サービスを安定的に提供すること、そのための都市基盤整備、都市空間及び施設整備を一段進めていくことを方針として、元気と安心のまちづくりを鋭意進めてまいります。

今後とも引き続き、市民及び議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、施政方針といたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、教育方針について、教育長より説明を求めます。教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆様、おはようございます。

続きまして、2019年度野洲市の教育方針についてご説明いたします。施政方針に合わせて、西暦に修正をいたしたいと思います。

はじめに、そこにありますのは北代色さんという方の作文なんです。原文をそのまま載せております。ちょっと読んでいきます。

「わたくしは、うちがびんぼうであったので、がっこうへ行っておりません。だから じをぜんぜんしりませんでした。いま しきじがつきゅうでべんきょうして かなだけはだいたいおぼえました。いままで おいしゃへいっても うけつけでなまえをかいてもらっていましたが ためしにじぶんでかいてためしてみました。かんごふさんが 北代さんと よんでくれたので 大へんうれしかった。夕やけを見ても あまりうつくしいと思はなかったけれど じをおぼえて 本当にうつくしいと思うようになりました。みちをあるいておっても かんばんにきをつけていて ならったじを見つけると 大へんうれしく思います。すうじおぼえたので スーパーやもくよういちへゆくのもたのしみになりました。また りよかんへ行っても へやのばんごうをおぼえるので はじめかかなくなりました。これからはがんばって もっともっとべんきょうをしたいです。十年ながいきをしたいと思います。(昭和) 四十八年二月二十八日 北代 色」。

これは70歳になる北代さんという高知の方なのですが、差別と貧困のために文字を身に付けることができなかつた北代さんが70歳になって学習して字を取り戻す中で書かれた文章です。人間というのは何歳になつても学ぶことが人生を豊かにするということがここから読み取れるのではないかなというふうに思っております。

私たち教育委員会は、子どもたちはもとより全ての世代の皆さん一人ひとりの人生がより豊かで充実したものとなりますよう、多様な学びの場や機会を提供していくことを目標にしています。

まず、この1年間を振り返つての成果や課題は次のようなものがございます。「2018年度をふりかえつて」というところをご覧いただいたらと思います。

1つ目の学校・園では、野球やサッカーなどではU-15というチーム、日本を代表するチームに入ってパナマやフランスなど、世界に活躍する中学生が出ております。また、都道府県対抗駅伝でも本市の中学生が滋賀県の代表として中学生の部分走を走るというふうなことも見受けられました。

そういう一方で課題が幾つかございます。まず1つ目は、その5行目ぐらいに書いていますが、中学校の不登校が本市では非常に大きな課題になっております。5.16%と

いう全県や全国を大きく上回るというところがございます。

それから2つ目は、ここ数年の全国学力学習状況調査で申しますと、高い子は高いんですが、中間層がやや低下傾向が見られて、学力の二極化、高い子と低い子の二山が大きくなってきた、そういうことが見られております。

それから、下から5行目ですが、今年度、いじめによる30日以上欠席というふうな事態、重大ないじめ事態が発生しております。また、小学校の教員によります体罰事案も発生いたしました。こうしたことから学校の初期対応、組織対応、それからまた、それよりも、それ以前の教職員のいじめや体罰に対する認識の甘さ、そこの弱さが大きな課題であるというふうに捉えております。

4点目は下から2行目にありますが、ベテラン教職員がどんどん退職しております。今、55歳から60歳ぐらいの方たちが非常に多くて、毎年退職がたくさんあります。かわって新しい先生方をお迎えしているんですが、その指導力量の課題という部分もございます。

次のページに移ります。

ハード面は先ほど市長の方からありましたように、小中学校の学級増によります教室不足が深刻になってまいりました。そういう課題が見受けられております。

2つ目、家庭や地域で申しますと、家庭や地域の教育力の低下があるのではないかなと思っております。また、虐待も見られまして、この1学期、2学期に中学生が家出したんですが、何件かありましたけども、そのうちの4分の3が家庭での虐待による家出ということになっております。

それから、3つ目、生涯学習・生涯スポーツに関わっては、文化財収蔵庫が銅鐸博物館の隣に非常に大きなものができました。これによって、市内の貴重な文化財を一括管理、一元管理することができるようになっております。これを博物館と連携しながら市民の皆さんにさまざまな展示等で提供していったらというふうに思っております。

また、今、パブリックコメントを求めている段階ですが、2019年度から始まる野洲市生涯学習振興計画第2期がございます。この新しい振興計画に基づいて、生涯学習・生涯スポーツを進めていきたいというふうに考えております。

次のページに移ります。

2019年度の具体的な施策でございますが、まず1つ、学校・園に関しましては、子どもたちの「生き抜く力」を育てるということをメインにしております。

新規事業としましては、1つ目は、通級指導教室。これは、小学校は3校でございます。

中学校は1校、野洲中学校だけなんです、中学校の方がもう満杯ですので、中学校に新たに1名配置をして、中学校の通級指導教室を設けることによって特別支援教育の充実につなげていきたいというふうに考えております。

2つ目は、学校給食の徴収事務、これを学校教育課に一元するというのを考えております。いろんな働き方改革等の問題もありますし、それから効率化の問題、あるいは適正化というふうな部分で大きく寄与するのではないかなというふうに思っております。

それから、継続、拡充する事業といたしましては、下の方にありますが、何点もありますが、特に3つ目、本市の大きな課題でありますいじめとか、あるいは体罰に関わって、それから不登校や問題行動、そういう部分に関わりまして、教職員研修をしっかりとやる中で、学校のあるいは園の初期対応や組織対応の強化に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから2つ目は、6点目にありますが、全ての小学校に英語教育支援員を配置するというのをいたします。英語教育が、文科省がどんどん拡充してまいりましたので、それに対応する施策として、本市として何とか学校支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、8番目、教職員の働き方改革に関わりまして、スクール・サポート・スタッフというのを、今年度は4名なんです、そこを9名にして、全ての小中学校に配置をするということをしていきます。これは、印刷をしたりとか、あるいは配布物を仕分けしたりとか、そういう部分をこの人たちにしてもらうことによって、教職員がその時間、少しでも子どもたちに関わる時間が増えるのではないかなと思っております。

それから4つ目は、12番目ですが、ICT教育です。今年度、全ての教室に大型ディスプレイと電子教科書、デジタル教科書を導入して、夏休み以降、それによります授業を展開してもらっているんですけども、パソコン教室のパソコンが非常に古くなってきましたので、ここを入れ替えるとともに、大分先ですけども、普通教室等でもいろんな部分でネット環境を整備しなければいけませんので、無線LAN環境の充実に努めたいというふうに考えております。

それから5つ目は、14番目ですが、先ほど市長の方からもありましたように、教室不足、老朽化に対応するために、中主小学校、野洲北中学校の大規模改修並びに増築ですね。まずは文化財調査から入りまして、2学期途中から工事に着手したいというふうに考えております。

2つ目の家庭や地域などにつきましては、子どもの「育ち」を支援する環境の充実に努めたいというふうに考えております。

大きな拡充、継続の中で、②ですね。特にPTAや保護者会との連携を強くすることによりまして、子育てでいろいろ悩んでおられるご家庭もあるかと思いますので、その部分との支援体制をしっかりとしたいというふうに思っております。

これは次の③のふれあい教育相談センターとの連携も含めて、保護者の悩みの解決に向けたいろんな支援をしていきたいというふうに思っております。

また、④の守山野洲少年センターですね。主な関わりは中学生なんですけど、中学生から20歳ぐらいまでの青年を中心にセンターは関わっていただいているんですけども、だんだんいろんな問題とか、あるいは不登校等の低年齢化という部分もありますので、小学校段階から少年センターとの連携を強めていきたいというふうに思っています。

それから、⑥です。今、野洲市では、学校応援団という形で地域の方にさまざまな支援をやっていただいております。学校として本当に地域の方の協力の中で学校が成り立っているのかなというところなんですけど、これを県事業とつなげていくことによりまして、この費用を各学校、少しずつこの予算枠を拡大していけたらというふうに思っております。

3つ目、生涯学習、「だれでも、どこでも」学びあう環境を整備しますということでございます。これは裏のページに行きますけども、④、特に文化ホールの自主公演です。なるべく若い人たちに関心を持ってもらえるような、入ってもらえるようなアーティストを招聘したいというふうに思っております。

それから、⑤、スポーツ推進計画に基づいて、滋賀県といいますか、全国的にそうなんですけど、平均寿命は非常に高いんですが、健康寿命はそんなに高くないと。ここのアンバランスを少しでもなくすために、健康寿命を延ばすためにも市民の皆さんに気軽にスポーツを楽しんでいただけるような場をどんどん提供していきたいというふうに思っております。

それから、⑧、先ほど市長の方からありましたように、2019年度には文化庁に国の史跡指定の文書を申請して、史跡指定をいただけたらというふうに思っております。昨日もその会議をしまして、総合調査書というのをまとめる段階に来ております。

それから最後ですが、一番下の図書館。昨年10月から市民活動センターよりホール等移管を受けておりますが、そういう活用を図って、今までやってまいりました講演会の充実や、それからさまざまな学習機会の提供をさらに進め、図書館の活用を市民の皆さんに

ももっともって広げていけたらというふうに思っております。

以上、2019年度の野洲市の教育方針の説明をさせていただきました。議員の皆さんのご支援の中で、ますます本市の教育が充実、発展しますようによろしく願いして、説明といたします。ありがとうございました。

(日程第4)

○議長(橋 俊明君) 日程第4、議第3号から議第43号まで、平成31年度野洲市一般会計予算他40件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(瀬川俊英君) おはようございます。

朗読いたします。

議第3号平成31年度野洲市一般会計予算他新年度予算11件、議第15号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第12号)他補正予算6件、議第22号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例他条例の制定・改廃12件、議第35号損害賠償の額を定めることについて他その他の案件6件、議第42号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて他人事案件1件。

以上です。

○議長(橋 俊明君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、平成31年第2回野洲市議会定例会に提案いたします議案について、ご説明申し上げます。

本定例会では、平成31年度予算12件、平成30年度補正予算7件、条例の制定・改廃13件、その他7件、人事案件2件の合計41件を提案いたしますので、ご審議とご採決をよろしく願いいたします。

まず、議第3号平成31年度野洲市一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成31年度当初予算の概要は、先ほどの施政方針で説明いたしましたので、重複する部分もありますが、大要についてご説明いたします。

平成31年度予算は、本市が直面する課題を着実に解決し、「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みをさらに推し進めるためのきめ細かい方策とあわせて、重要な大型プロジェクトを包含し、一般会計では過去最大規模の積極型予算となっています。

具体的には、ハード事業では老朽化している中主小学校と野洲北中学校の増改修、篠原

こどもの家の増築、市立病院の開設と新しい病院施設の整備、温浴施設などのクリーンセンター余熱利用施設整備、コミセンしのはらの長寿命化に向けた大規模改修、老朽化した永原第2団地の建て替えや小篠原団地の大規模改修、防災移動通信指令システムの整備など、まちの基盤整備を着実に進めてまいります。

ソフト事業では、コミュニティバスの運行路線の拡大による地域住民の移動手段の確保と利便性の向上、夏の花火大会や「オクトーバーフェスト JAZZ UP!」の開催によるにぎわいの創出や市民交流の促進、災害発生時に災害対策本部が適正に機能するための災害時図上訓練の実施、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるための生活支援体制整備、不登校や生活困窮など児童生徒の生活環境の問題解決に向けたスクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの配置、LGBTなどの性的少数者に配慮した印鑑証明への性別表記の廃止、びわ湖ホールの企画を活用した小学生のオペラ鑑賞、市民の活動と憩いの場となる緑地や都市公園の整備を目指した（仮称）緑の基本条例策定の検討、終期を迎える総合計画や都市計画マスタープランの次期計画策定など、市民の元気と安心を伸ばし、市の魅力を再認識し、誇りを持っていただけるようなまちづくりを進めてまいります。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として、クリーンセンター第二期長期包括運営事業他11件の設定をしています。

次に、地方債については、余熱利用施設整備事業や中主小学校施設整備事業、野洲北中学校施設整備事業、臨時財政対策債など、合計で28億7,670万円の限度額を設定します。

一方、歳入は、景気の緩やかな回復基調により、市税で個人市民税や法人市民税の増収と、企業の設備投資の活発化による固定資産税の増収が見込まれ、また小中学校やコミセンしのはらの大規模改修、余熱利用施設整備などの大型投資事業による国・県支出金と市債発行額の大幅な増加が見込まれます。

財政調整基金等の効果的な活用なども含めて、限られた財源を最大限活用して、予算編成方針に示します重点事業に力点を置き、「野洲の元気と安心を伸ばす」ための施策を積極的に進めていく予算編成ができたものと考えます。

以上、平成31年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第4号から議第14号平成31年度の各特別会計予算及び事業会計予算の主な会計についてご説明申し上げます。

議第4号平成31年度国民健康保険事業特別会計予算は、広域化への移行後2年目の予

算となり、前年度から1億7,554万5,000円、3.61%の減額となっています。

本市の被保険者数については、年齢構造により後期高齢者医療への資格異動者数が新規加入者数を上回っていることや、社会保険の加入要件緩和によりパート労働者等が社会保険に加入しやすくなったことなどから、年々減少傾向にあり、平成30年と29年の9月末現在の被保険者数を比較すると3.84%減少しています。

こうした中、歳出では、国保税率算定のもととなる県への国民健康保険事業費納付金は、県全体の1人当たり医療費が増加していることもあり、対前年度比で614万7,000円、率にして0.49%の減にとどまる一方で、当該納付金の主たる財源である国保税は、現行税率で3.96%、約4,090万円の減収となることから、国保税が必要額に対して不足する見込みです。

しかし、平成30年度の国保税率算定時に、国保財政調整基金を一定額活用して原則として3年間税率を固定することとしたことから、国保税の不足は既に織り込み済みのもので、31年度予算では、国保財政調整基金を1,930万円取り崩すことで対応いたします。

次に、第5号平成31年度後期高齢者医療特別会計予算は、第6期、平成30年度、31年度であります。保険料率等をもとに、本市の被保険者数の増加見込み等を勘案した保険料を、滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、納付金総額は、対前年度比で985万8,000円、1.83%の増加となっています。

次に、議第6号平成31年度介護保険事業特別会計予算は、対前年度比で106万9,000円、0.02%の微増となっています。

歳出では、介護サービス等の保険給付費において、要介護認定者の増加見込みにより、前年度比で9,301万6,000円の増加とした一方で、基金積立金においては、積立での予定がないことから、前年度比で6,559万2,000円の減額となっています。

歳入では、65歳以上の1号被保険者の増加見込みにより、保険料で対前年度比4,306万1,000円の増加を見込んだ一方で、基金繰入金については、8,840万6,000円の減額となっています。

次に、議第8号平成31年度墓地公園事業特別会計は、対前年度比で1,528万5,000円、33.1%の減額となりました。

主な内容は、歳出で、さくら墓園合葬式施設を整備するための実施設計及び整備工事等に係る費用を計上いたします。

次に、議第10号平成31年度工業団地等整備事業特別会計は、対前年度比で16億6,770万円、53.42%の減額となっています。これは、国道8号野洲栗東バイパス事業に伴い、滋賀県土地開発公社に委託して造成整備を進めていた工業団地が完成し、平成30年度中に事業用地の取得と一区画の売却までが完了する見込みのため、大幅な減額になったものです。

主な歳入では、三上小中小路工業団地の残り1区画の売却に係る収入見込額を、歳出では事業用地の取得時に借り入れた市債の繰上償還に係る費用などを計上します。

なお、乙窪工業団地整備に際して借り入れた地域開発事業債の償還については、計画どおりに進めます。

次に、議第12号平成31年度水道事業会計予算は、業務の予定量として、給水戸数1万9,100戸、年間配水量740万9,500立方メートル、一日平均配水量2万300立方メートルを予定しており、主要な建設改良事業では引き続き配水管布設替工事を実施するとともに、浄水施設の改修工事を予定しています。

次に、議第13号平成31年度下水道事業会計予算は、業務の予定量として、排水戸数1万9,600戸、年間汚水量770万2,600立方メートル、一日平均汚水量2万1,240立方メートルを予定しており、主要な建設改良事業では引き続き長寿命化対策工事を実施するとともに、農業集落排水事業の公共下水道への接続工事を予定しています。

次に、議第14号平成31年度病院事業会計予算は、本年7月からの市立化を踏まえ、業務の予定量として、病床数199床、年間患者数として入院患者数3万7,100人、外来患者数5万7,300人を、一日平均患者数としては、入院患者数135人、外来患者数293人を見込んでいます。

収益的収入及び支出は、収益的収入として入院及び外来収益などの医業収益と医業外収益をあわせた病院事業収益23億9,688万5,000円を計上し、収益的支出は給与及び経費などの医業費用及び医業外費用等をあわせた病院事業費用23億9,688万5,000円を計上します。

資本的収入及び支出は、資本的収入、10億7,767万7,000円に対し、資本的支出は4億747万9,000円となります。

支出の主なものとしては、病院整備工事費2億4,165万円、医療機器等整備費9,583万2,000円、開設支援業務委託等4,066万8,000円などを計上しています。

市民病院整備については後年度にわたる事業であることから、平成31年度から平成33年度までの期間と関連する事業費の限度額について債務負担行為を設定いたします。

なお、野洲市民病院整備事業に関しましては、皆様ご承知のとおり、昨年末、公金差止等請求に関する訴訟が起こされました。野洲市民病院整備事業は多くの市民及び医師会等関係団体の大きな期待に支えられており、内容に関しても十分な必要性及び正当性が存在する事業であるとともに、手続面においても十分な透明性と正当性が確保されております。

訴訟が起こされた段階で、とるべき3つの選択肢として、事業の継続、今年度事業は継続し、次年度以降は裁判結果が最終的に判明するまで新規事業は行わず、市民病院整備事業を休止する、3つ目として、訴訟の多用な負の影響を考慮し、速やかに事業を中止するの3つの選択肢を検討いたしました。医師会、野洲病院、その他関係者等にも協議をいたしました結果、いずれも1番目の事業継続しかあり得ないという意向が示されたこともあり、今議会の野洲市民病院整備事業関連予算の提案に至っております。

以上、各特別会計、事業会計の提案説明といたします。

次に、議第15号から議第21号平成30年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議第15号平成30年度野洲市一般会計補正予算第12号は、4億4,851万1,000円を減額します。

まず、債務負担行為では、温浴施設などの余熱利用施設整備に伴う旧体育センター除却において、新たにアスベスト対策工事が必要となったことから、野洲市余熱利用施設整備運営事業の債務負担行為を追加します。

地方債の補正では、行政改革推進債、減収補填債及び社会福祉施設整備事業債を新たに追加するとともに、各種対象事業の精査等により、既決の限度額を減額変更します。

続いて、歳出の主な内容は、総務費では、財政管理費の基金積立費で、井口の市営住宅跡地の売却収入を、市営住宅整備基金に積み立てます。

また、庁舎等改修事業費では、北部合同庁舎外壁改修工事請負費及び監理委託業務において、コミュニティセンター運営費では、コミセンしのはらの大規模改修設計業務において、それぞれ事業費の確定により、執行残額を減額いたします。

税務管理費では、固定資産税の住宅用地特例の適用漏れによる課税更正にあたって、事務処理の遅延により地方税法の規定では還付できなかった固定資産税更正減額相当額及び遅延損害金を損害賠償金として支払うため、賠償金を追加します。

民生費では、障害者福祉対策事業費で、湖南4市で進めている湖南地域重症心身障害者通所施設整備事業に係る負担金を追加します。

公立こども園施設整備費では、三上こども園施設整備に係る本体工事費等について、不用見込額を減額する他、民間保育所保育費、民間保育所運営補助事業費、学童保育所運営費について、それぞれ決算見込みにより不用見込額を減額します。

また、生活保護費については、対象者数の減少などによる不用見込額を減額するとともに、平成29年度の国庫負担金精算に伴う返還金を追加します。

農林水産業費では、農業振興対策事業費で、国の補正予算に伴い、営農施設、機械設備導入に対する支援として、担い手確保・経営強化支援事業補助金を追加します。

土木費では、道路維持工事費及び野洲駅周辺都市基盤整備事業で、社会資本整備総合交付金の交付額決定により、対象事業費を精査し減額します。

教育費では、小学校施設整備費では中主小学校について、中学校施設整備費では野洲北中学校について、それぞれ大規模改修及び増築に係る実施設計委託料の不用見込額を減額します。

また、文化財整理事務所管理費では、六条教育委員会別館と上屋文化財収蔵庫の解体工事に係る監理委託料と工事請負費の不用額を減額する他、受託発掘調査事業費についても、決算見込みにより不用見込額を減額いたします。

一方、歳入の主な内容は、個人市民税及び固定資産税で実績を踏まえ増収を見込む一方、法人市民税については減収となる見込みです。

また、歳出予算の補正等に伴う国庫支出金・県支出金及び市債借入額の調整をする他、繰入金では、財政調整基金繰入金等を減額します。

次に、議第16号平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、1,270万円を追加します。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費と高額療養費給付金に不足が見込まれることから、所要額を追加する一方、退職被保険者療養給付費では実績見込みにより不用見込額を減額します。

歳入では、一般被保険者保険税を減額するとともに、保険基盤安定繰入金については、額の確定により追加します。

次に、議第17号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、641万4,000円を追加するもので、主な内容は、保険料の決算見込み及び本年度分の保険基盤安

定負担金の確定等に伴い、歳入で後期高齢者医療保険料を増額するとともに一般会計繰入金を減額し、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金を増額します。

次に、議第18号平成30年度介護保険事業特別会計補正予算第3号は、1億3,379万3,000円を減額するもので、歳出ではサービス給付の見込量から、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費をそれぞれ減額するとともに、介護給付費準備基金積立金を増額します。

また、歳入では、給付費等の補正に伴い国庫支出金や県支出金などを調整します。

次に、議第19号平成30年度墓地公園事業特別会計補正予算第3号は、1,891万4,000円を減額します。

主な内容は、今年度に予定していた、さくら墓園合葬式施設の実施設計及び整備工事を平成31年度の実施としたため、歳出では工事費を、歳入では墓地公園整備基金繰入金をそれぞれ減額します。

次に、議第20号平成30年度基幹水利施設管理事業特別会計補正予算第1号は、補正額は差し引き0円で、歳入では、県補助金の増額に伴い管理事業負担金を減額して組み替えるとともに、歳出の財源を更正します。

次に、議第21号平成30年度工業団地等整備事業特別会計補正予算第2号は、6億3,230万円を減額するもので、地方債補正で地域開発事業債の新規発行に係る限度額を追加するとともに、歳出では、三上小中小路工業団地造成完了に伴い、鑑定価格に基づく土地購入費の不用見込額等を減額し、歳入では、年度内に売払いが完了しない区画の未収入相当額を減額します。

以上、議第15号から議第21号までの平成30年度野洲市一般会計、各特別会計の補正予算の提案説明といたします。

議第22号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、特定医療法人社団御上会野洲病院への職員派遣を行うにあたり、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めるため、条例を制定します。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第23号野洲市都市計画税条例についてご説明申し上げます。

都市自治体では、一般的に、都市基盤整備の財源確保のための都市計画税が課税されて

います。県内でも、野洲市と消防などの広域行政を行っている草津、守山、栗東市の3市はもちろん、大津市から長浜市までJR沿線の市でもすでに課税されています。

本市でも14年前の市発足時に議論されましたが、見送られました。理由の詳細は不明です。いずれにしても、都市基盤整備の財源装備を欠いて市が発出したこととなります。改めて、平成21年度に導入を前提に議会審議及び市民との懇談会等を重ねました。しかし、一部の自治会から強い反対があったため、慎重を期して、条例案の市議会提案の直前で見送りました。今回、改めて都市計画税導入の議論を市民の皆さん及び市議会に提案いたします。

その理由として、既存都市区域で遅れている都市計画道路、都市公園、雨水幹線など都市機能を高める基盤整備が課題となっています。また、本市の市街化区域の比率は約13%と、人口増も含め、今後の発展と安全確保の支障となりつつあります。今後、この比率を計画的に高め、それに伴い、新たに都市計画道路、都市公園、雨水幹線など都市機能を高める基盤整備が課題となっています。

これらの都市基盤整備が進めば、災害に対する安全・安心の確保、ゆとりある都市空間やうるおいのある住環境の確保が実現可能となり、企業の立地促進、若者の定住促進などにもつながります。

そのための財源として、都市計画税は有効であることから、地方税法第102条第1項の規定により、本条例を制定します。

本税は、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域内の地区計画制定箇所に所在する土地及び家屋の所有者に課することとし、税率は100分の0.2とします。

なお、本条例は、公布の日から施行し、平成32年度分の都市計画税から適用しますが、本条例の施行にあわせて野洲市税条例についても、固定資産税の納付方法等関連する規定について所要の改正を行います。

議第24号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市病院事業において、本年7月1日の市立野洲病院の開院日から事業管理者を置くことから、事業管理者の給与の種類や額等について必要な事項を定めるため、条例を制定します。

なお、本条例は、平成31年7月1日から施行します。

議第25号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、平成31年3月1日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能となることから、ビラの作成に係る費用について公費負担の対象とするよう、所要の改正を行います。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第26号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」を受けた国家公務員の措置等を踏まえ、長時間労働の是正のための措置として、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講じるため、所要の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第27号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、条文中の学校教育法の引用箇所になずれが生じるため、所要の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第28号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、介護保険法の改正により共生型サービスが創設されたことに伴い、障害福祉サービスの指定を受けた事業所が介護保険サービスの指定を受けるための基準を、国の基準省令に基づき定めるべく、所要の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第29号野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

市街化調整区域における既存集落においては、人口減少や少子高齢化により集落の活力が低下し、空洞化を招き、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されております。しかし、現在の制度では、住宅を一旦除却し更地になった場合、原則として新しく住宅を建築できないこととなっています。このため、道路、上下水道、電気など居住のための条件を備えた有用な土地が活用されず、人口減少の原因につながっています。

本議案は、人口減少の抑制、地域コミュニティの維持や空家、空地等への対策の一助と

するため、既存住宅を除却し更地になった場合でも、一定の要件を満たす人であれば誰でも自己用住宅を建築できるよう、新たに許可基準を追加します。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第30号野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道布設工事等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、学校教育法及び技術士法施行規則の改正により、水道工事の技術上の監督業務を行う者、また、水道技術管理者に必要な資格の範囲が変更されることから、所要の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第31号野洲市公共下水道使用料条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、平成26年11月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等が公布され、平成31年10月1日より消費税率が改正されることから、各条例に規定される、公共下水道や農業集落排水処理施設の使用料、水道料金及び加入金の額は、算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする改正を行います。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第32号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、農業集落排水事業で汚水処理していた安治地区及び須原・堤地区を平成31年4月1日より公共下水道事業に統合することから、関連する地区の項を削除し、また、それに伴う計画処理人口及び処理能力の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第33号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本年7月1日の市立病院の開院に向けて所要の改正を行います。

主な内容は、先の市議会定例会において議決いただいた事業管理者を置かないこととした規定を、開院時に合わせて置くこと、また、市が野洲病院から引き継ぐ介護事業について附帯事業として規定するとともに、附帯事業を含む病院事業に係る使用料及び手数料を定めます。

なお、本条例は、平成31年7月1日から施行し、一部の附則及び第6条の改正規定はそれぞれ指定する日から施行します。

議第34号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う野洲市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

今回廃止する条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市の基本計画が平成19年に国の同意を得たことを受け整備したものです。しかし、対象資産に係る固定資産税の課税免除の適用期間が終了し、かつ、平成29年7月31日に法律が改正されたことにより、その政策的役割を終えたことから、条例を廃止します。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第35号から議第37号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

平成30年11月に固定資産税の住宅用地の特例の適用漏れにより、地方税法第17条の5の規定に基づいて平成26年度までの5年間に遡及して固定資産税を課税更正し、その減額分を対象者に還付しました。

その後、納税者側の立場に立った検討を行い、調査、検証を実施した結果、本市がこの問題を認識するに至った時点までさかのぼり、平成23年度から平成25年度までの3年分について、その対象となる税額相当分に遅延損害金を加算して損害賠償金として支払うため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。

なお、市が把握した対象者は4名ですが、損害賠償金としての支払いに関して確認が得られた方から議決を求めるものです。残り1名の方については、ご本人との確認が整い次第、速やかに同様の手続をとる予定です。

議第38号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市なかよし交流館は、特定非営利活動法人YASUほほえみクラブを指定管理者として指定しているところですが、平成31年3月31日で指定期間が満了となることから、現在の指定管理者を引き続き指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は、平成31年4月1日からの5年間です。

議第39号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

今回の規約変更は、平成31年4月1日に地方独立行政法人公立甲賀病院が設立され、平成31年3月31日をもって公立甲賀病院組合が滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退されることに伴い、同退職手当組合の規約を改正する必要があることから、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第40号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案は、6路線を認定し1路線を廃止することについて、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第41号野洲市教育振興基本計画第2期中間見直しについてご説明申し上げます。

本議案は、平成28年4月に制定した野洲市教育振興基本計画第2期の中間年度である本年度において、平成29年3月に改定された学習指導要領や学力学習状況調査、特別支援教育対象児童生徒数の推移のデータの更新、平成31年4月に開園する三上こども園などとの整合性を図るため、当該計画の時点修正をすることについて、野洲市議会基本条例第11条第8号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第42号及び議第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、当市の人権擁護委員9名のうち、2名の人権擁護委員候補者を推薦するものです。

まず、現委員の相間芳和さんの任期が平成31年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き相間さんを推薦するものです。

相間さんは、平成25年7月1日から人権擁護委員として2期6年間ご活躍いただいております。

また、同じく同日で任期満了となります杣教順さんには、1期3年間にわたりご活躍いただいているところですが、ご勇退の申し出があり、その後任として、新庄寛子さんを推薦するものです。

新庄さんは、昭和49年から平成20年まで県内の小学校で教諭として勤務され、子どもと人権に関する課題に取り組んでこられ、人権に配慮した教育に努めてこられました。

お二人とも、温厚篤実な人物で、人権擁護委員として適任と考え、法務大臣へ人権擁護委員として推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

なお、任期は、平成31年7月1日からの3年間です。

以上、議案の提案の説明といたします。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の説明で少し言い間違ったところがありましたので、訂正をさせていただきます。

議第13号の平成31年度下水道事業会計予算のところ、年間汚水量が正しくは「775万2,600立方メートル」ですが、「770」と言ったみたいですので、「775万」に訂正をさせていただきます。

それと、もう一カ所が、議第23号の都市計画税のところ、地方税法の引用で、「第702条第1項の規定により」と言うべきところを「第102条」と言い間違ったようでありますので、「地方税法第702条1項」に訂正をいたします。

○議長（橋 俊明君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午前10時12分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年2月27日

野洲市議会議長                    橋        俊   明

署   名   議   員                    田   中   陽   介

署   名   議   員                    稲   垣   誠   亮